

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案等の概要について
(有害物の有害性等の揭示関係)

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案等の概要について①

1. 改正の趣旨

- **労働安全衛生規則等の一部を改正する省令**（令和4年厚生労働省令第82号）において、**有害物の有害性等**（保護具の使用が義務付けられている作業場においては、**有効な呼吸用保護具を使用する旨及び使用すべき保護具**を含む。以下同じ。）に関する**揭示義務の対象物質の拡大及び揭示内容の見直し等**を行ったところである。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）における**有害性等の揭示の対象物質**については、特定化学物質のうち、特化則第38条の3に規定する**特別管理物質に限定**されている。このため、有害性等に関する**揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすること**とし、特化則の揭示の規定について、**所要の改正**を行う。

- **有機溶剤中毒予防規則**（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項の**揭示方法等**について、最新のデジタル技術等を活用するため、**揭示の方法を限定しないこと**とし、同条第2項について**所要の改正**を行い、併せて有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法（昭和47年労働省告示第123号）を**廃止する**。

※このような規定は、有機則のみにしかない。

2. 改正の概要

- (1) 特化則第38条の3において有害性等の揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすることとする。
- (2) 有機則第24条第2項を削除する。

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年4月下旬（予定）
- (2) 施行日：令和5年10月1日（2（2）は公布日）

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案等の概要について②

令和5年4月～

特定化学物質の製造・取扱い作業場所

※「特別管理物質以外の特定化学物質（31物質）」の製造・取扱い作業場所は掲示義務なし

特別管理物質製造 取扱い作業場所

※特別管理物質44物質

+ 掲示内容
・ 保護具を使用
しなければなら
ない旨

うち保護具の使
用義務作業場所

掲示内容

- ・ 物質の名称
- ・ 生ずるおそれのある疾病、症状
- ・ 取扱い上の注意
- ・ 使用すべき保護具

令和5年10月～

特定化学物質の製造・取扱い作業場所

掲示内容

- ・ 物質の名称
- ・ 生ずるおそれのある疾病・症状
- ・ 取扱い上の注意

うち特別管理物質製 造取扱い作業場所

うち保護具の使
用義務作業場所

+ 掲示内容

- ・ 保護具を使用しなけれ
ばならない旨

+ 掲示内容

- ・ 使用すべき保護具

(参考) 参照条文

改正省令第82号による改正後(R5.4.1施行)

○有機溶剤中毒予防機則

第二十四条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならない。

- 一 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
- 三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置
- 四 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具
イ～ハ (略)

2 前項各号に掲げる事項の内容及び掲示方法は、厚生労働大臣が別に定める。